

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 平成四年東京都告示第七百六十一号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……(総務局人事部職員支援課)……一
- 平成八年東京都告示第八百九十四号 (東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部改正……(同)……一
- 東京都屋外広告物条例第六条第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 建築基準法による一団地の区域……(同)……三
- (都市整備局市街地建築部建築指導課)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……三
- 都道の区域変更……(建設局道路管理課)……五
- 都道の供用開始……(同)……六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……(建設局道路管理課)……六
- 指定管理者の指定(二件)……六

……(建設局公園緑地部管理課)……六

○東京都葬儀所条例等による使用料及び手数料の徴収委託……(建設局公園緑地部公園課)……七

正 誤

○令和八年三月三十一日付東京消防庁告示第二号……七

## 告示

### ●東京都告示第七百九号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円

七十歳以上 四、四〇〇円 一四、五九七円

### 附 則

この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和八年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

### ●東京都告示第七十号

平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

### 附 則

この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

### ●東京都告示第七百一十号

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第九号)第六条第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、